

特定有人国境離島法に基づく航路運賃低廉化事業について

1 制度概要

特定有人国境離島法に基づき、「市町村長が交流拡大施策（大学との協定に基づいて継続的かつ反復的に行う学習）の一環として行う事業によって、特定有人国境離島地域において一定期間、学習、研修、就労、実習等を行う者」が準住民として定められています。

佐渡市では令和2年4月から大学連携協定に基づいて来島される大学生等に対し、準住民として、佐渡市民と同様の佐渡航路運賃割引を適用しています。

- ・準住民対象者：大学連携協定に基づき来島する学生等（教官含む）
- ・補助対象経費：航路運賃（自動車航送除く）
- ・割引運賃：新潟両津航路C F 2等（片道）2,040円（通常運賃2,960円）
J F（片道）3,590円（通常運賃7,050円）

※燃料油価格変動調整金を含む金額。上記は令和6年4月～6月の料金となります。

令和6年7月以降の料金は佐渡汽船HPでご確認ください。

2 申請に当たっての注意事項

- i 国から指摘があり、準住民に準ずる基準にあるとおり、「継続的かつ反復的」である必要があります。

iの基準を踏まえて、年間の来島計画を立てて、申請してください。

- ii 補助対象期間は申請書の利用期間となります。何度も来島される場合はその都度の申請ではなく、一年間で申請してください。

また、年度を跨いで申請（例えば、令和6年4月20日～令和7年4月19日）はできませんのでご注意ください。

- iii 手続きに時間を要するため、利用期間の二週間前までに必ず申請してください。

近年、利用期間直前での申請が見受けられます。利用期間直前での申請の場合、利用期間までに確認書を発行することができませんので、ご注意ください。

- iv 国境離島準住民確認申請書と身分証明書（団体利用の場合はその申請者）を佐渡市交通政策課まで郵送もしくはメールで申請してください。

3 利用に当たっての注意事項

- i 後日発行する「国境離島準住民確認書」を佐渡汽船窓口で提示してください。
- ii 佐渡汽船窓口の混雑を防ぐため、「国境離島準住民確認書」提示する際は、その写しを事前に準備して手続きを行ってください。

大学連携の佐渡汽船運賃割引に関するQ & A

Q 1 「継続的かつ反復的」である必要がある、とは、どういったことか。

A 1 長期間に渡って、授業のカリキュラム等で佐渡市に何度も来る場合を指します。
講演会等のように1往復で終わる催事での申請は「継続的かつ反復的」に該当しないと判断する場合がありますので、ご注意ください。

Q 2 年間の来島計画は立てる必要があるのか。

A 2 申請いただいた方が「継続的かつ反復的」に年間どのくらい来島されたか、年度末にその計画をもとに確認させていただきますので、作成をお願いいたします。

Q 3 申請はその都度しなければならないのか。

A 3 一年間に何度も来島される場合はその都度ではなく、一年間で申請してください。

Q 4 申請はいつまでにすればよいか。

A 4 申請書にある利用期間の二週間前までに提出ください。利用期間直前での申請では利用期間までに確認書を発行することができませんのでご注意ください。

Q 5 申請は電子メールでも可能か。

A 5 電子メールでも申請可能です。

Q 6 年度を跨いでの申請は可能か。

A 6 年度を跨いでの申請はできませんのでご注意ください。

Q 7 確認書は一部しか発行しないのか。

A 7 申請書に対して、一部しか発行しません。複数名で申請された場合は、佐渡汽船窓口の混雑を防ぐため、確認書の写しを事前に準備して手続きを行ってください。

Q 8 常勤ではない、非常勤の教員・講師は対象となるか。

A 8 対象となりません。常勤の正規教員等が対象となります。